

首題爭議既報後ノ概況左ノ通りニシテ當應調停課ノ斡旋ニ依リ罷業六十日ニシテ漸ク解決ヲ告ゲタリ

記

一、交渉經過

十二月二十日開東合同望月組合長ハ爭議團ヲ代表シテ會社ニ鶴岡常務ト會見種々折衝ノ結果望月ヨリ最後ノ責任案トシテ

第一罷業員三十八名中半数ノ復職ヲ認ムル場合

(1) 罷業員全部ニ對シテ特別手當トシテ罷業中ニ於ケル日給四分ノ一ヲ支給スルコト

(2) 解雇者ニ對シテハ日給四週間分ノ手當ヲ支給スルコト

3) 爭議費用トシテ六百五十円ヲ支給スルコト

第二、全負解雇ノ場合

(1) 全負ニ對シテ特別手當トシテ罷業中ニ於ケル日給二分ノ一ヲ支給スルコト

(2) 解雇手當トシテ日給六週間分支給スルコト

(3) 爭議費用トシテ六百五十円支給ノコト

ノ腹案ヲ提示シタル為鶴岡ニ於テモ之レヲ諒トシ重役會議ヲ開キ解決方ニ尽カス可ク誓ヒ兩會ヲ約シテ會見ヲ終レリ

而シテ會社側ニ於テハ望月二十一日株主總會ニ次々重役會議ヲ開催ノ結果當應調停課ニ斡旋方ヲ依頼スルコトニ決定吉岡専務當廳ヲ訪問シテ依頼ヲ為シタリ